



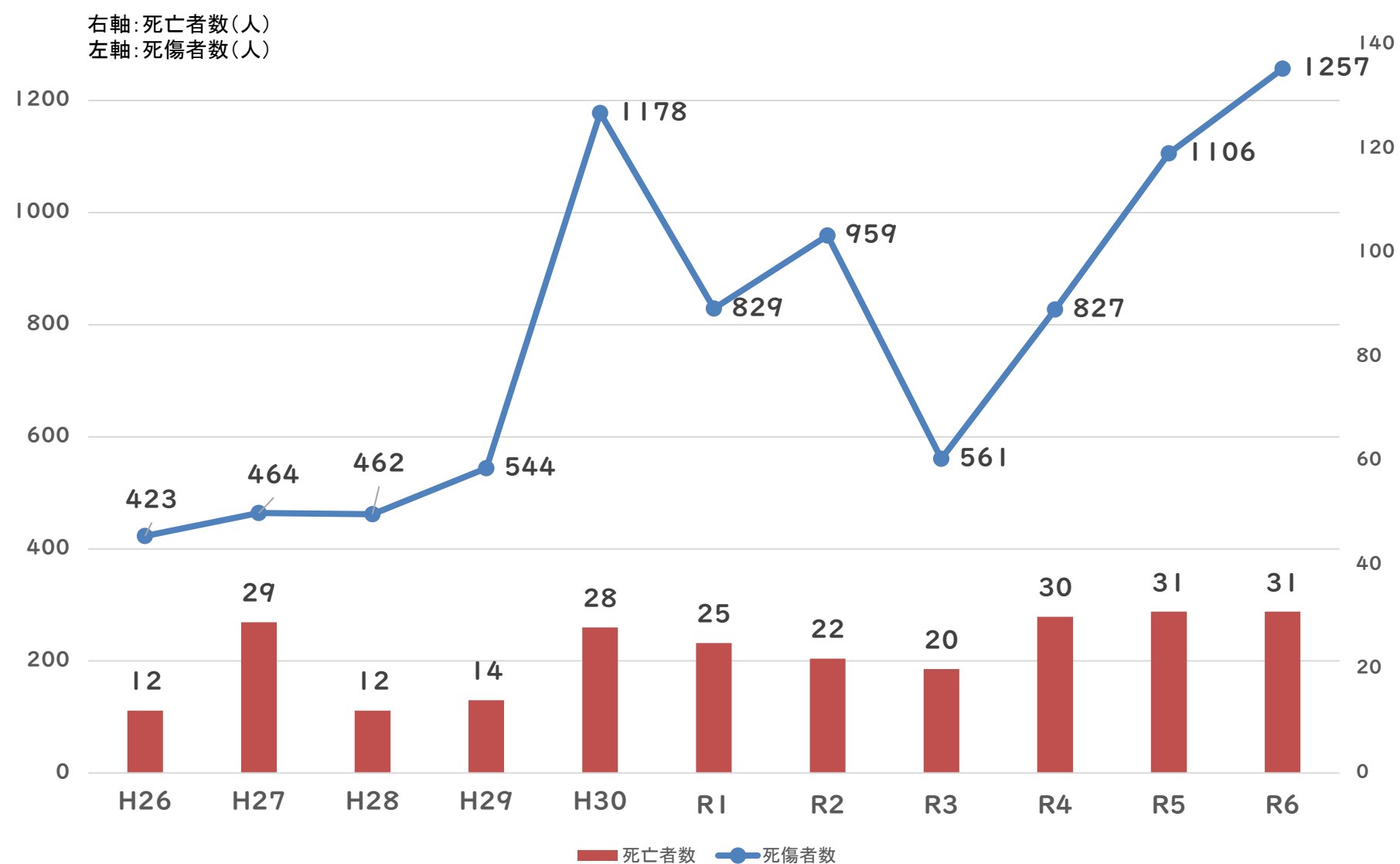
令和7年度埼玉建設工事関係者連絡会議

職場における熱中症対策の義務化について

令和7年6月25日(水)
埼玉労働局労働基準部健康安全課

職場における熱中症による死傷者数の推移（全国）

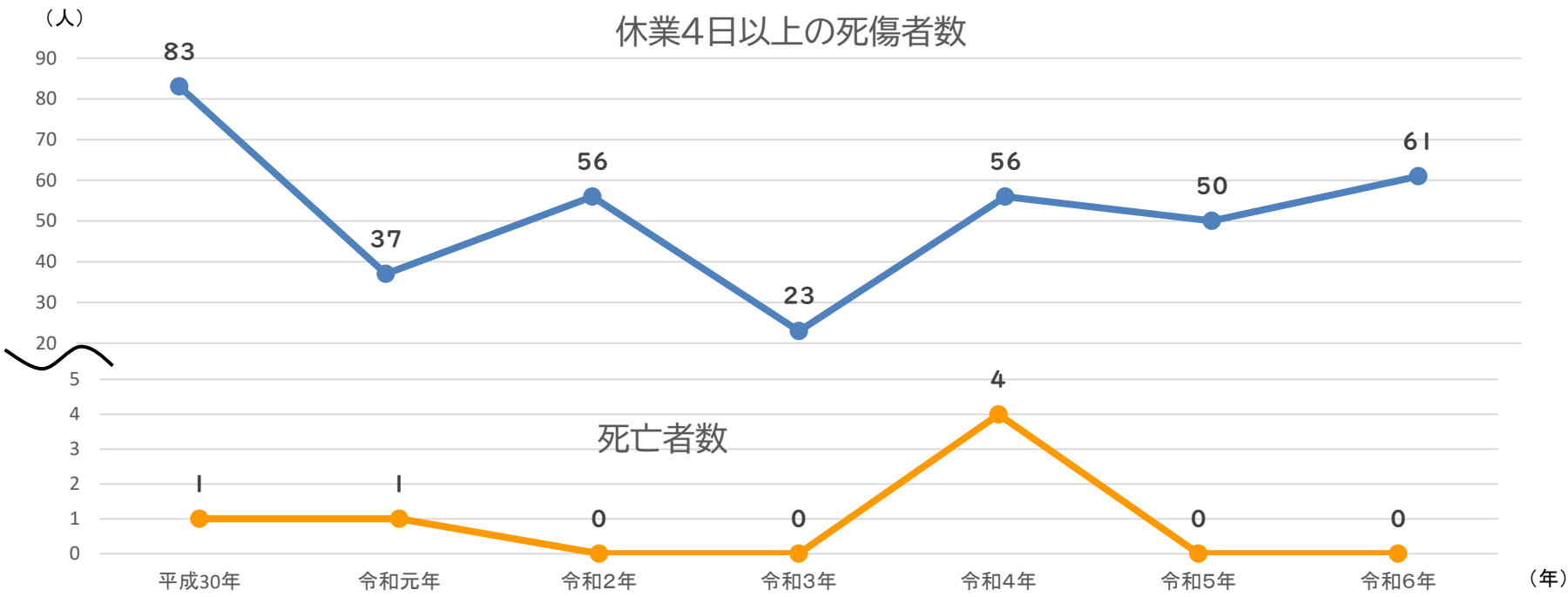
確定値



埼玉の職場における熱中症による死傷者数の推移

確定値

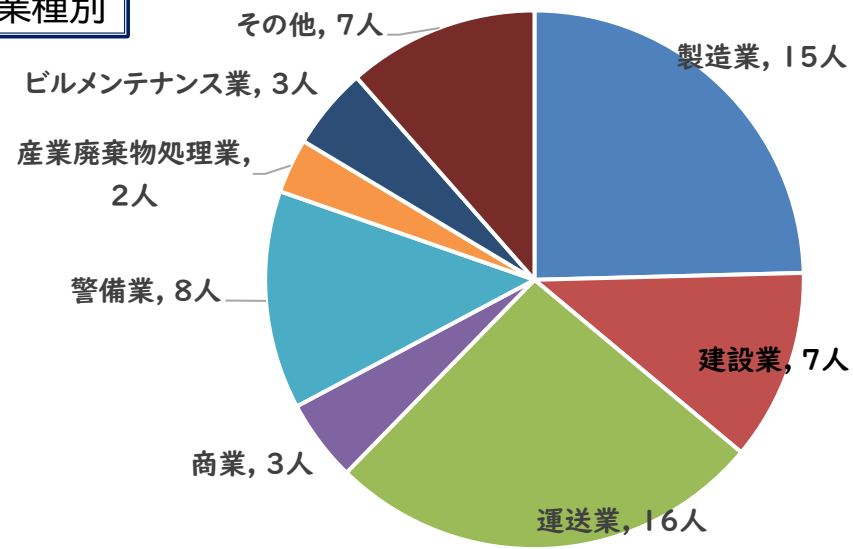
昨年は猛暑であったが、死亡者数は0、休業4日以上死傷災害は増加



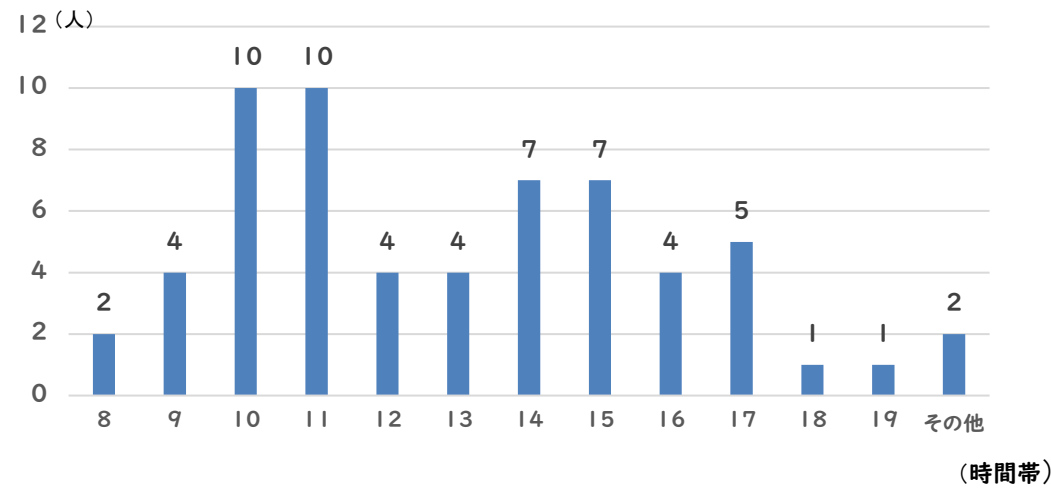
埼玉の職場における熱中症発生状況（令和6年）

確定値

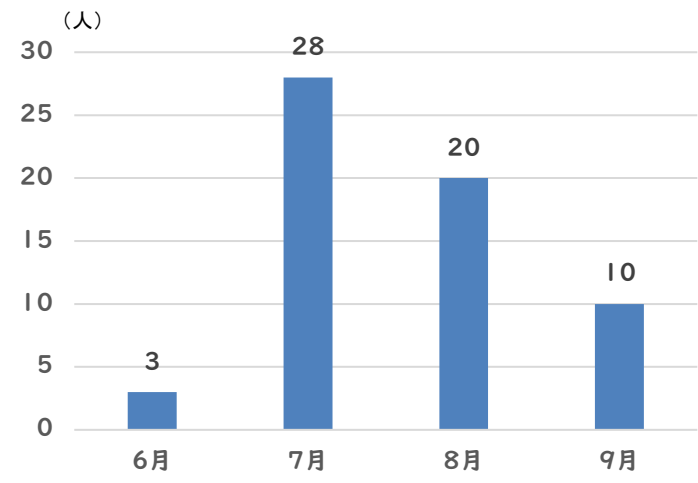
業種別



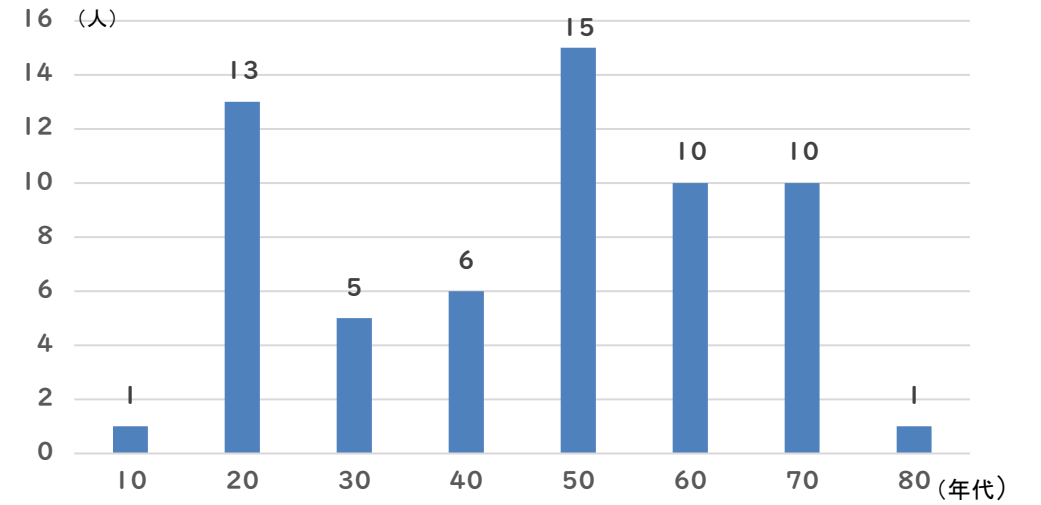
時間帯別



月別



年代別



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

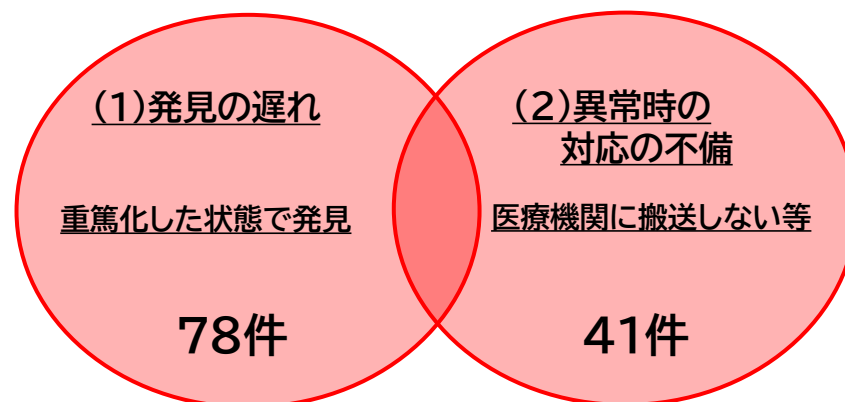
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、
現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない(重篤化させない)
ための適切な対策の実施が必要。**

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



労働安全衛生法の一部を改正

令和7年4月15日公布
令和7年6月1日施行

労働安全衛生規則第612条の2

- 1 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
- 2 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

附則

この省令は、令和7年6月1日から施行する。

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、**職場巡視**や**パディ制の採用**、**ウェアラブルデバイス等の活用**や**双方向での定期連絡**などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における**緊急連絡網**、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② **作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順**（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への**周知**

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

周知方法

- ・ 事業場の見やすい箇所への掲示
 - ・ メールの送付
 - ・ 文書の配布
 - ・ 朝礼における伝達
- 確実に伝わるもので！

熱中症

高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調節機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

暑熱な場所

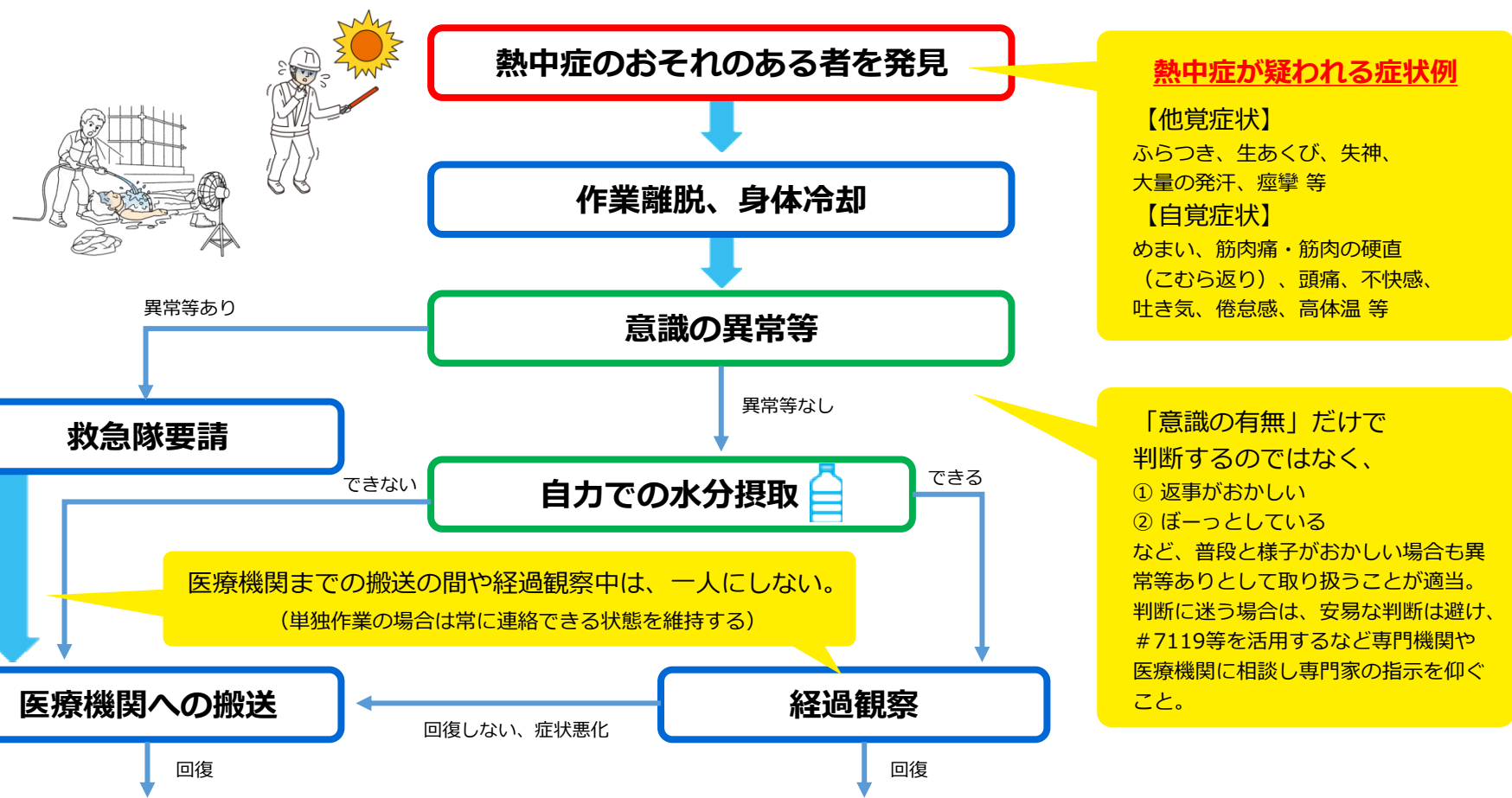
- ・ **WBGTが28度以上又は気温が31度以上**の場所
（実測により判断するが、熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能であればそれでも差し支えない）
- ・ 出張先で作業を行う場合、複数の場所で作業を行う場合、移動時等も含む
- ・ 上記場所の作業に該当しなくても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症の発症リスクが高まるので、準じた対応に努める

当該作業に従事する者

労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む
建設現場のような混在作業は元方事業者関係請負人の事業者いずれにも措置義務がある

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

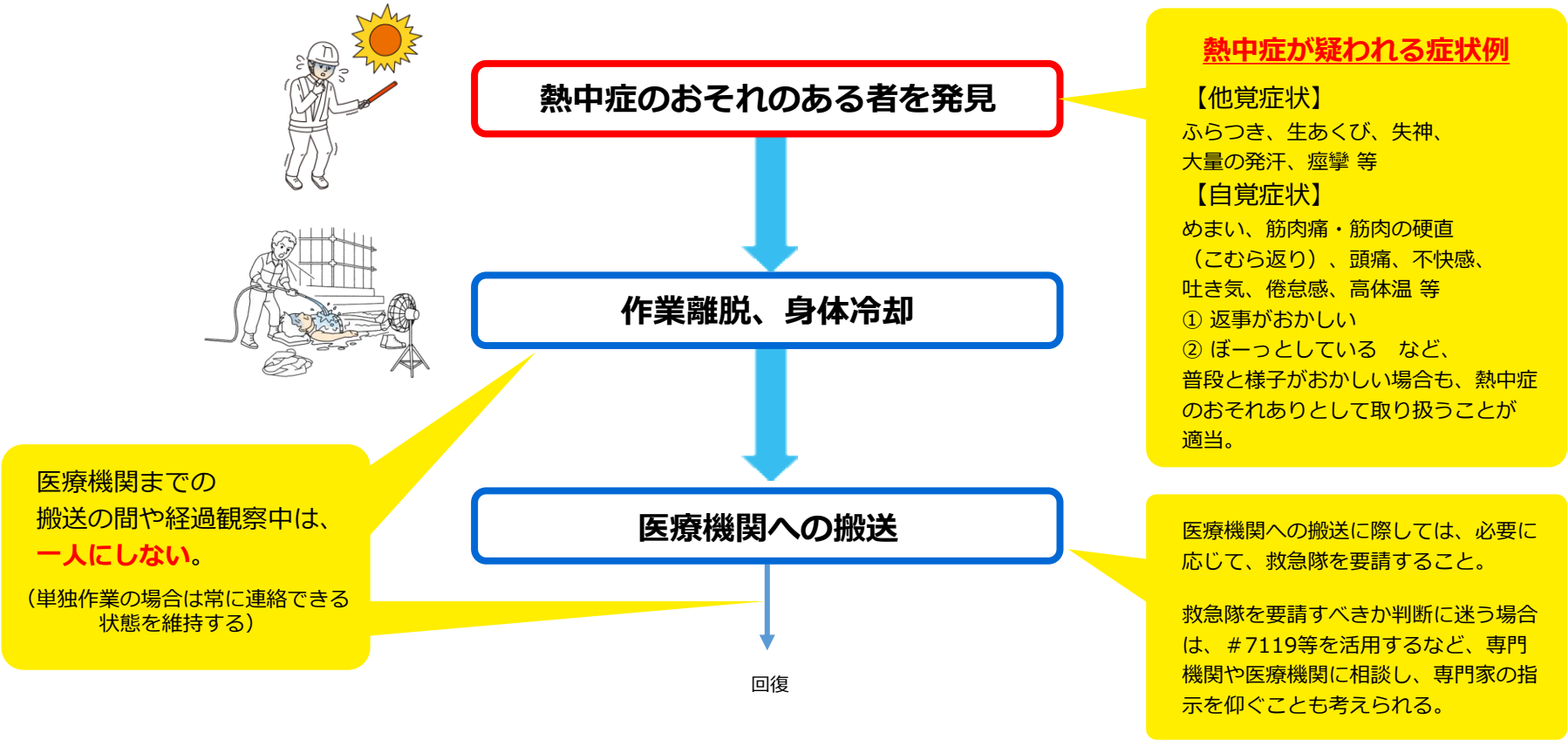
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

きちんと**周知**したかチェックしましょう

- ☐ 熱中症の症状を自覚した場合や、それを発見した人が報告する体制を整備
- ☐ 緊急連絡網や、搬送先の連絡先及び所在地等
- ☐ 作業離脱や身体冷却等の実施手順

全ての項目にチェックが入るように
しっかり対応を行ってください



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み



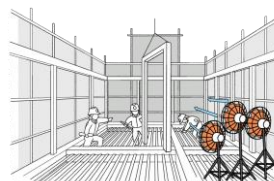
WBGT 値(暑さ指数)の活用

熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を冷やすことのできる物品や設備を

作業開始前に労働者の健康状態を確認

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体状況の確認

巡視による声掛け・作業員間の声掛け



2 作業管理

作業中の
巡視を！

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

ブレイキングも検討を！

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、**暑熱順化**（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う



(4) 服装等

透湿性及び通気性の良い服装・通気性の良い帽子、ヘルメットを着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例

5 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成及び周知

(2) 救急措置

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン



令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和7年2月28日制定

期間

4月 準備期間
5月から9月 キャンペーン期間
7月 重点取組期間

対象

熱中症リスクがあるすべての事業場
労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、措置の対象に含める。

事業者にとり組んでほしいこと

- ①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ②熱中症のおそれのある労働者を**早期に見つけ**、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための**体制整備**等を行うこと
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

安衛則
改正に
対応

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡く、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

きちんと実施されているかを確認し、点検しましょう。

準備期間 4月 にすべきこと	
☐ 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理体制を確立し、熱中症予防の責任体制を確立	☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定 暑さ指数に応じた作業時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	☐ 設備対策の検討 暑さ指数低減のための扇風機、遮陽または冷却設備、飲水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討 休憩を確保した休憩場所や涼しい作業場所の確保を検討	☐ 服装の検討 通気性と遮光性の高い服装を準備、遮熱や冷却により身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討
☐ 教育研修の実施 管理職、労働者に暑熱リスクに関する教育を実施	☐ 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(搬送先)における連絡体制や対応手順等を確認し、関係者に周知

厚生労働省・建設労働局・労働基準監督署 (R7.2)

暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握し、地域を代表する一定の暑さ指数(暑熱指数)を算出すること

特定した暑さ指数に応じて以下の対策を推進

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと	
☐ 暑さ指数の低減 作業環境に特化した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 作業環境に特化した休憩場所を設置
☐ 服装 作業環境に特化した服装を推奨	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に涼しい場所へ移動	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を摂取させる等を考慮)
☐ 暑熱順化への対応 暑熱に慣らすため、7月以上かけて作業時間の短縮、作業中止、作業環境の改善などを実施	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の健康診断を受けた方には医師等の意見を踏まえ、健康診断の結果(高血圧、心臓病、糖尿病など)や既往症(熱中症の発症など)を考慮し、作業環境の改善や休憩時間の確保などを実施
☐ 日常の健康管理 暑熱リスクのある労働者、高齢者、前日の作業の疲労が熱中症の発症に影響を及ぼすことを留意し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 涼しい場所へ移動、水分・塩分の摂取、作業中止などを実施
☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の確認、少なくとも本人や家族の連絡先を事前に、あらかじめの連絡先や対応手順を確認し、必要に応じて対応	☐ 重点取組期間 7月 にすべきこと 暑さ指数の把握と評価を再確認し、必要に応じて対策を強化 暑さ指数に応じて作業の中断等を推進 水分、塩分を積極的に摂取し、その摂取を確保 作業環境の改善や休憩時間の確保を推進、設備整備を強化 暑熱リスクが顕著になっていることを併せて教育を実施 暑熱リスクの低い労働者を含め、暑熱リスクを低減することなく作業環境を改善

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間中に実施すべき事項

暑さ指数(WBGT)の把握

- ・日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本
- ・その地域を代表する一般的な暑さ指数(WBGT)を参考とすることは有効

7月には暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策

暑さ指数(WBGT)の評価・低減

- ・熱中症リスクを正しく見積もる。
WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数 (WBGT) の低減対策を行う

作業環境管理

暑さ指数(WBGT)の低減等
休憩場所の整備等

- ・準備期間に検討した休憩場所の設置。
- ・休憩場所には、氷、アイススラリー(流動性の氷状飲料)、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。
- ・水分及び 塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。
- ・状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意

作業管理

作業時間の短縮等
暑熱順化への対応

- ・準備期間に検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行う
- ・準備期間に検討した服、帽子、ヘルメットなどを着用する。
- ・測定した暑さ指数(WBGT)が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わない
- ・7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい
- ・管理者は作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認
- ・水分及び塩分の作業前後の摂取及び**作業中の定期的な摂取**



水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底

プレクーリング

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間中に実施すべき事項

健康管理

日頃からコミュニケーション
をとり普段の様子をしっかりと
知っておきましょう

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

- ・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- ・当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導
- ・作業開始前に、当日の**朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良**等の健康状態の**確認**
- ・作業中は**巡視**を頻繁に行い、声をかけるなどして**労働者の健康状態を確認**
- ・健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。
- ・異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導

作業前の
健康状態
の確認

労働衛生教育

- ・準備期間に実施しているが、適切な機会をとらえて実施する。特に右に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施

(1)熱中症の症状
(2)熱中症の予防方法
(3)緊急時の救急処置
(4)熱中症の事例

異常時の措置

効果的な身体冷却を！

一人きりにしないこと

- ・少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請
- ・判断に迷う場合は、**#7119**等を活用

7月には再度手順や連絡先の確認と周知を

熱中症予防管理者等の業務

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認。
- (イ) 暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認
- (ウ) 各労働者の暑熱順化の状況を確認
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を
- (カ) **熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知**
- (キ) **職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認**
- (ク) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

【参考】 エイジフレンドリー補助金



申請受付期間: 令和7年5月15日～令和7年10月31日

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース - 補助率 4/5 - 上限額 100万円（消費税を除く）		- 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 - リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	- 中小企業事業者（詳しくは5ページ） 1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース - 補助率 1/2 - 上限額 100万円（消費税を除く）		高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入・工事の施工等）	- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること - 高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
熱中症予防対策プラン		熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース - 補助率 3/4 - 上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	- 中小企業事業者（詳しくは5ページ） 1年以上事業を実施していること - 役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース - 補助率 3/4 - 上限額 30万円（消費税を除く）		事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

※ 中小企業の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
 → 屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。
 （温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。
 例えば、戸があるため空間全体の温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
 （熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリを冷やすための専用の冷凍ストッカー
 （-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリ、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
 （使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）



【参考】 エイジフレンドリー補助金

申請・問い合わせ先

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 (ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電 話：03（6381）7507 FAX：03（6809）4086	支払担当 電 話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
	受付時間 平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） <8月12日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く>	

職場における熱中症予防対策ポータルサイト

・職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施。

・場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充。

ポータルサイトURL: <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載

QRコードはこちら
らです



熱中症予防啓発キャラクター

チューイ カン吉

埼玉労働局における熱中症対策について



熱中症予防チェック！



1 前日の体調をチェック

- ☐ 深酒していませんか
- ☐ 夜更かしをしていませんか
- ☐ 体調不良になっていませんか
- ☐ 熱中症警戒アラートを確認しましたか
- ☐ 暑熱順化できていますか

2 仕事前の体調をチェック

- ☐ よく眠れましたか
- ☐ 朝食をしっかり食べましたか
- ☐ 体調はよいですか。
発熱、下痢、吐き気、だるさはないですか。
- ☐ 二日酔いしていませんか
- ☐ 熱中症警戒アラートを確認しましたか

3 仕事前の準備をチェック

- ☐ 休憩場所は確保されていますか
- ☐ 水分・塩分の用意はできていますか
- ☐ 応急手当の方法を確認してありますか
- ☐ ブレーキングしていますか
- ☐ WBGT値に応じた作業計画になっていますか

4 仕事中の危険をチェック

- ☐ 単独作業を避けていますか
- ☐ 声をかけあった作業をしていますか
- ☐ 水分・塩分の補給をして（させて）いますか
- ☐ こまめに休憩をとって（とらせて）いますか
- ☐ 管理者がパトロールを行い健康状態を確認していますか

5 発生時に備えたチェック

- ☐ すぐに涼しいところに移動させ身体を冷やす準備がありますか
- ☐ 近隣の病院、診療所などの情報収集はしていますか
- ☐ 緊急連絡網など連絡体制は確認してありますか
- ☐ 熱中症予防・対応などの教育はしていますか
- ☐ 応急手当マニュアルなど発生時の対応を確認できるものを用意していますか



熱中症は正しい知識を持ち、きちんと対応すれば防ぐことができるあるいは軽症ですむ災害です。しっかりと準備をして、暑い夏をのりましょう！

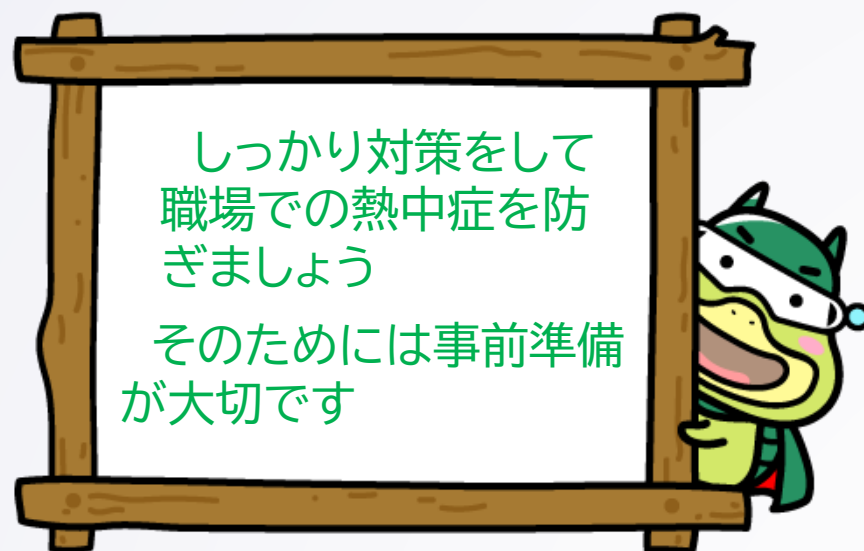
厚生労働省 埼玉労働局

埼玉労働局ホームページ
職場における熱中症対策
はこちら

熱中症予防のための
チェックリスト作成

意識啓発のための
ロゴマークを作成





ご清聴ありがとうございました。